糸満市「スポーツの日」体育施設無料開放実施要項

１．趣　旨　　スポーツの日とは、スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培（つちか）うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う日である。スポーツ基本法第 23 条に則り、体育施設の無料開放を実施することで、市民に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚させ、生涯スポーツの普及を図ることで、健康の保持増進や体力の向上に繋げ、また、スポーツを通して市民の親睦と融和を深めることで明るく活力に満ちたスポーツ健康都市づくりに寄与する。

2．主　催　　糸満市

3．後　援　　糸満市体育協会（予定）

4．期　日　　令和５年１０月９日（月）スポーツの日　８：30～17：00

5．対　象　　西崎総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室）
西崎庭球場、近隣公園庭球場、みなと公園庭球場
※西崎陸上競技場は、改修工事の為対象外となります。ご了承ください。

6．その他　　・個人又は団体の施設利用は最大２時間までとする。
（トレーニング室は１時間）
・各対象体育施設は、下記の窓口にて受付が必要になります。

【対応窓口について】
体育館の利用者　⇒　西崎総合体育館　窓口
各庭球場の利用者　⇒　西崎陸上競技場　窓口